

令和7年度（2025年度）会計年度任用職員
（アシスタント職）の募集について

1 職 種 等

職 種	業 務 内 容	勤 務 場 所
マイナンバーカード窓口 補助員を3名	マイナンバーカードや電子証明書にかかる窓口対応や カード管理業務全般 (データ入力・予約電話応答をする場合があります)	八王子市役所市民部市民課

2 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号

3 応募資格

次の要件を満たす方が応募いただけます。

- ・ワード・エクセル等の基本的な操作ができる。
 - ・接客対応ができる。
-
- ・地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は応募いただけません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章（罰則）に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・八王子市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込み

申込方法	申込者は、市民課に電話連絡のうえ、市民課が指定する日時に指定場所へ必要書類を持参して選考を受けてください。 市民課 マイナンバーカード担当  042-620-7474 （平日午前8時30分から午後5時まで※土日祝休日を除く）
必要書類	履歴書 顔写真（タテ4cm・ヨコ3cm）を貼り付けてください。 ※提出いただいた必要書類は返却しませんのでご了承ください。
申込期間	令和7年（2025年）4月25日（金）から 定員に達するまで 平日午前8時30分から午後5時まで※土日祝休日を除く

5 選考方法

- ① マイナンバーカードの整理作業等を想定した適性検査（5分程度）
 - ② ①の適性検査に合格された方に対する、履歴書を用いた面接
- を実施し、7日程で選考結果をお知らせします。
- 勤務を依頼することになった方には、履歴書以外の必要な書類を提出くださるよう連絡しますので、速やかに対応ください。

6 任用期間・報酬等

任用期間	採用の日から令和8年（2026年）3月31日まで 次年度に同一の職務内容の職が設置され、人事評価の結果が良好な場合、再度任用の可能性あり。（懲戒処分を受けた者、欠勤等の日数が一定水準を超えた者は人事評価による再度の任用はできません。）
勤務地と勤務形態 1日5.5時間 週5日勤務が原則です。	勤務地の開庁時間帯の中で1日5.5時間、週5日を指定します。（以下、指定の目安） 【勤務地】八王子市役所市民部市民課 【勤務体系】日～土の指定する曜日（週5日） 原則月曜日～金曜日だがイベント実施等で臨時に土・日曜日の勤務の可能性あり 勤務時間帯 8:30～18:00 までの間の5.5時間 想定勤務時間 （例）①8:30～15:00 ②10:45～17:15 ③11:30～18:00 ※ 休憩時間1時間、時間外勤務なし、週27.5時間以内での勤務です。
報酬等	(1)報酬 日額 6,770円※ （市の報酬基準により決定） (2)通勤手当・期末勤勉手当 市の規定により支給 (3)退職金 なし
社会保険等	(1)健康保険・厚生年金・雇用保険 加入は制度ごとの要件により決定 (2)労働者災害補償保険適用
その他	年次有給休暇制度があります。（市の規定により付与） 所定労働時間を超える労働はありません。 地震や台風等の災害が発生した場合、職務実態に応じて災害時における補助的な事務を行います。

※この金額は、目安であり、任用時の報酬を約束するものではありません。

採用前に給与改定があった場合は、その定めるところによります。

7 その他

- 地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となることがあります。
- 応募時に提出いただきました履歴書等市が収集する個人情報、選考及び任用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、任用された者の個人情報は人事情報として使用します。

問合せ先

八王子市 市民部市民課 マイナンバーカード担当
〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号
電話 042-620-7474 FAX 042-626-2381
E-mail b060100@city.hachioji.tokyo.jp